

警備業者の皆様へ

～オンラインでの申請について～

はじめに

令和3年6月1日より、警備業法の一部の届出について、警察庁の「警察行政
手続サイト」での電子申請が可能となりました。

対象となる届出

- **服装の届出**（警備業法第16条第2項）
→服装届出書（別記様式第9号）
- **服装の変更の届出**（警備業法第16条第3項）
→服装護身用具変更届出書（別記様式第11号）
- **廃止の届出**（警備業法第10条第1項）
→廃止届出書（別記様式第5号）
- **護身用具の届出**（警備業法第17条第2項）
→護身用具届出書（別記様式第10号）
- **護身用具の変更の届出**（警備業法第17条第2項）
→服装護身用具変更届出書（別記様式第11号）
- **営業所の設置等届出**（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外
の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おう
とするときの届出に限る。（いわゆる9条後段に関する届出））

※令和5年1月4日から追加

→営業所設置等届出書（別記様式第4号）

警察行政手続サイトのURL

<https://proc.npa.go.jp/>

届出の流れ

1 事前準備

事前に届出の様式と添付書類のデータをご自身の使用する電子機器内にご用意ください。

2 URLに接続

上記URLに接続してください。

3 警察行政手続サイトのトップページより希望の申請・届出を選択する。

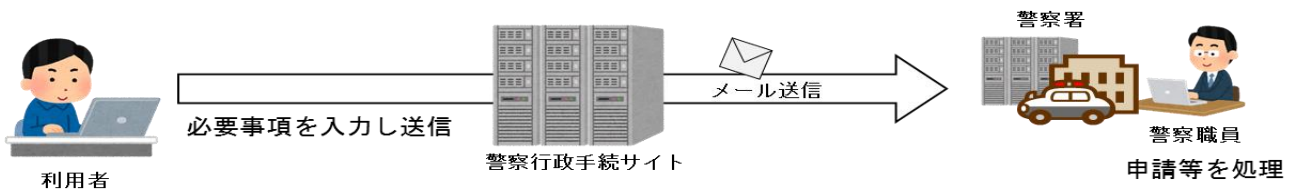
希望する届出内容とともに、ご自身の電子機器のメールアドレスを入力してください。折り返し、ワンタイムURLが送信されます。

4 必要事項を入力するとともに、申請書等のファイルをアップロードする。

ワンタイムURLに接続し、そこから届出書類をアップロードしてください。届出書類について、個別に確認する必要がある場合もございますので、必ず日中に連絡の取れる電話番号を入力してください。

5 選択した警察署に申請書等と共にメールを送信する。

手続完了メールが送信されます。



お問合せ先

香川県警察本部 生活安全部生活安全企画課 営業係 ☎087-833-0110
最寄りの警察署 生活安全課又は生活安全刑事課